

令和7年度

# 公有財産売却 一般競争入札案内書

この入札に参加を希望される方は、この入札案内書を必ずお読みのうえ、参加申込みを行ってください。

【申込期間】 令和7年5月1日（木）～令和7年5月23日（金）  
9：00～17：00（12：00～13：00及び土・日・祝日を除く）

【入札日時】 令和7年5月27日（火） 10：00～

石狩市財政部財政課管財担当

## 1 売却物件

・旧厚田中学校 23 号住宅土地・建物

番号	区分	所在	面積	種別	最低売却価格	入札保証金
1-1	土地	石狩市厚田区厚田734番3	173.91㎡	宅地	413,592円	94,564円以上 (最低売却価格 の10%以上)
1-2	土地	石狩市厚田区厚田734番4	196.71㎡	宅地	467,815円	
1-3	建物	石狩市厚田区厚田734番地4	73.03㎡	旧教員 住宅	※64,231円	

- 「1-2 土地」は、建付地です。「1-1 土地」、「1-2 土地」まとめた売却となります。
- 「1-3 建物」の「最低売却価格」は消費税及び地方消費税相当額（5,839 円）を含めた額です。
- 建物は未登記家屋です。
- 物件の詳細については、物件調書をご覧ください。なお、物件調書は概要を把握するための参考資料ですので、必ず事前に申込者本人が現地及び諸規制等の確認を行ってください。
- 現地説明会は設定しておりませんので、案内が必要な方は日程調整を行いますので、ご連絡ください。
- 現状有姿での売却となりますので、物件調書の記載内容と現状において相違がある場合は、現状を優先します。
- 売却物件敷地内の東側に、私設の木製電柱（引込柱）1 本がありますが、現況のまま引き渡します。なお、当該木製電柱には、防犯灯が設置されています。防犯灯の取扱いについては、防犯灯の設置者である栄町自治会と協議を行ってください。

## 2 入札参加資格

次に該当する者は、入札に参加することはできません。

- ・地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- ・石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 20 号）第 2 条の規定に該当する者

## 3 契約条項を示す場所及びその期間

- 場所 石狩市役所 3 階 財政部財政課管財担当  
(〒061-3216 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2)
- 期間 令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 7 年 5 月 2 3 日（金）  
9：00～17：00（12：00～13：00 及び土・日・祝日を除く）

## 4 入札参加申込み

- 申込期間 令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 7 年 5 月 2 3 日（金）  
9：00～17：00（12：00～13：00 及び土・日・祝日を除く）

○申込み時に必要なもの

- 【個人の場合】
- ・入札参加申込書兼入札保証金返還請求書（様式第1号）
  - ・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
  - ・身分証明書（本籍地の市町村長が発行したもの）

- 【法人の場合】
- ・入札参加申込書兼入札保証金返還請求書（様式第1号）
  - ・登記事項証明書

※いずれも各1通、提出日より前3か月以内に発行されたものとします。

○申込方法 持参または郵送に限る

※郵送による申込みの場合は、申込期間最終日必着とします。

※電話、ファクシミリ、電子メール等による申込みは受け付けません。

○申込場所 石狩市役所3階 財政部財政課管財担当

（〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30番地2）

## 5 入札に必要な書類の交付

申込書受付後、書類審査を行い、入札参加者として決定した場合は、以下の入札時に必要な書類を郵送します。

- ・一般競争入札参加書
- ・入札書
- ・納付書（入札保証金納付用）
- ・委任状（代理人が入札する場合のみ）

## 6 入札保証金の納付

○入札保証金の納付

入札保証金は、事前に指定の納付書により金融機関にて納付していただきます。

○落札者の入札保証金の取扱い

落札者の入札保証金は、契約締結の際に契約保証金に充当します。

なお、契約の締結に至らなかった場合は、入札保証金は市へ帰属します。

○落札者以外の入札保証金の取扱い

落札者以外の入札保証金は、入札保証金返還請求書に記載された金融機関口座へ返還します。

なお、返還には1ヵ月程度要する場合がありますので、ご了承ください。

## 7 入札

○入札日時 令和7年5月27日（火） 10：00

○入札会場 石狩市役所4階 401会議室

○入札時に必要なもの

- ・入札保証金の領収書の原本
- ・入札書
- ・委任状（代理人が入札する場合のみ）

○入札金額の記載方法

落札者の決定は、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売買物件の契約希望額を入札書に記載すること。

※入札者は、入札開始時間を過ぎますと、いかなる理由があっても入札できません。

※入札会場へは、入札者または委任を受けた代理人でなければ入場できません。

※入札保証金が未納の場合は入札できません。

## 8 無効となる入札

次の入札は無効となりますので、ご注意ください。

- ・入札書に入札者（代理人）の記名押印がなされていない入札
- ・入札金額を訂正した入札
- ・入札書へ記載した事項の誤記等により内容が確認できない入札
- ・鉛筆やシャープペンシル等の容易に訂正できる筆記用具で記入した入札
- ・一人で同一物件に対し2通以上の入札を行った入札
- ・土地（1-1と1-2の合計価格）、建物のどちらか一方でも最低売却価格を下回った入札
- ・他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
- ・入札に関して不正行為があった者の入札

## 9 開札及び落札者の決定

○開札

入札終了後、直ちに入札者の面前で開札します。

○落札者の決定

有効な入札であり、最低売却価格以上でかつ最高の価格で入札した方を落札者とします。

落札者となるべき価格で入札した方が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

## 10 契約締結

買受者が決定してから10日以内（土・日・祝日を除く）に、契約を締結します。

- 契約締結期限 令和7年6月10日（火）
- 契約場所 石狩市役所3階 財政部財政課管財担当  
（石狩市花川北6条1丁目30番地2）
- 契約時に必要なもの
  - ・印鑑登録印
  - ・印鑑登録証明書
  - ・契約金額に応じた収入印紙（事前にお知らせします）

## 11 契約保証金及び売買代金の納付

- 契約保証金の納付

契約締結の際に必要な契約保証金は、契約金額に100分の10以上の率を乗じて得た額とし、その一部に入札保証金を充当します。また、契約保証金は、売買代金へ充当することもできます。

なお、契約を解除することになった場合、契約保証金は市へ帰属します。
- 売買代金の納付

落札金額を納付期限までに指定の納付書により金融機関にて納付していただきます。

なお、納付期限は、契約締結日から概ね1ヵ月以内の日に設定します。

## 12 所有権の移転等

所有権は、売買代金を完納したときに移転し、同時に現状有姿で物件の引渡しがあったものとします。

売却物件（土地）の所有権移転登記の手続きは、売買代金の完納が確認できた後、市で行います。登記完了後、登記識別情報通知をお渡しします。

ただし、未登記の建物については、表題登記及び所有権移転登記は行いません。所有権移転後に落札者において表題登記を行ってください。市から譲渡証明書をお渡しします。

- 登記に必要なもの
  - ・登記申請書（申請書類は市が作成しますので、内容を確認し押印していただきます。）
  - ・登録免許税（収入印紙）

## 13 その他

この案内書に定めのない事項については、本市契約規則その他関係法令の定めるところによります。

## 14 問い合わせ先

〒061-3216 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

石狩市役所 財政部財政課管財担当

TEL 0133-72-3646 (直通)

FAX 0133-72-3540